

令和6年産飼料作物等の県基準単収の設定について（案）

令和6年4月1日付け経営所得安定対策等実施要綱の一部改正において、水田活用の直接支払交付金にかかる飼料作物及びWCS用稻の基準単収を各都道府県再生協議会等が設定することとされたことから、下記により基準単収を設定する。

1 基準単収

（1）飼料作物

- ア 国に統計データがある牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこしの3品目については、このデータを活用し直近3か年の平均値を県基準単収とする。なお、この統計データを毎年調査するのは、当該作物の主産県のみであり、主産県にあたらない福島県については平成26年、平成29年、令和5年の3か年を直近のデータとする。
- イ 県基準単収は、地域区分を設けず県全域とする。
- ウ 牧草については、収穫回数や混播等の栽培法による区分はしない。
- エ 県基準単収によらない地域農業再生協議会毎の基準単収の設定も可能とする。

○飼料作物の福島県基準単収（単位：kg／10a）

品目	平成26年	平成29年	令和5年	県基準単収
牧草	2,220	2,510	2,770	2,500
ソルゴー	3,870	4,570	4,480	4,307
青刈りとうもろこし	4,510	4,640	3,960	4,370

※生草重

（2）WCS用稻

- ア 国に統計データがないWCS用稻については、新規需要米の実績報告（作付面積、生産量）から算出し、直近3か年（令和3年～令和5年）の平均値を県基準単収とする。
- イ 県基準単収は、地域区分を設けず福島県全域とする。
- ウ 県基準単収によらない地域農業再生協議会毎の基準単収の設定も可能とする。

○福島県におけるWCS用稻の取組状況と県基準単収

項目	令和3年	令和4年	令和5年	県基準単収
取組者数 (人)	915	884	844	—
作付面積 (ha)	1,030	1,075	1,061	—
生産量 (t)	19,199	20,896	19,862	—
単収 (kg/10a)	1,865	1,943	1,871	1,893

(3) その他

上記（1）及び（2）以外の品目については、生産実績が限られているため、県基準単収を設定せず、該当品目のある地域農業再生協議会が、独自の考え方で基準単収を設定する。

○その他の飼料作物

項目	品目
子実を利用するもの	とうもろこし、エン麦等
青刈り類	稻、麦、ヒエ等
根部等を利用するもの	かぶ、かぼちゃ、ビート等

2 今後の進め方

- (1) 6月中旬までに地域農業再生協議会に対し県基準単収を提示する。
- (2) 7月中旬までに、飼料作物等の基準単収や各生産者による収量確認に係る注意事項を記載したチラシを作成し、地域農業再生協議会を通じて生産者へ周知を図る。
- (3) 地域農業再生協議会独自の単収を設定する場合は、平均値算出にかかる当該作物の作付面積、収穫量、採用理由等を整理し、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議宛て8月末まで提出する。
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、各地域協議会の基準単収をとりまとめた一覧表を東北農政局福島県拠点に9月中旬までに情報提供を行う。
- (5) 令和7年産以降の基準単収の取扱いについては今後の国の情報を確認し、別途決定する。